

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年五月二 日法律第四四号)

一、提案理由(平成一七年三月二三日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣

……………(略)……………

続きまして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

米国同時多発テロ事件以降、核燃料物質の防護に対する要請が高まってきており、核燃料物質の防護対策の抜本的な強化が必要となっております。

また、原子力発電所等の廃止の現状と将来の見通しを踏まえ、原子力施設の廃止措置に関する安全規制の一層の充実を図るとともに、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物等を適切に処理するための制度を整備することが必要となっております。

本法律案は、これらを踏まえ、核燃料物質の防護及び原子力の安全確保に万全を期するため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、核燃料物質の防護に関する規定の整備であります。原子力事業者等に対して、国が定期に行う核物質防護規定の遵守の状況に関する検査を受けることを義務づけるとともに、核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務づけることとしております。

第二に、原子力施設の廃止措置に関する規定の整備であります。事業等を廃止しようとする原子力事業者等は、廃止措置計画を定め、国の認可を受けなければならないこととするとともに、講じた廃止措置の結果について国の確認を受けなければならないこととしております。

第三に、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物等を適切に処理するための制度の新設であります。原子力事業者等は、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物等に含まれる放射性物質の濃度が極めて低いことについて国の確認を受けることができることとし、国の確認を受けた廃棄物等については通常の廃棄物等と同様に再生利用や処分を行うことを可能とするものであります。

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一七年四月二六日)

河上覃雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、原子力事業者等に対して、国が定期的に行う核物質防護に関する検

査を受けることを義務づけるとともに、原子力施設の廃止措置に関する安全規制の一層の充実及びその解体等に伴い発生する廃棄物等を適切に処理するための制度を整備するものであります。

本委員会においては、去る三月二十三日両法律案に関し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同三十日より質疑に入り、四月二十二日質疑を終了したものであります。質疑終局後、討論を行い、両法律案につき、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年四月二二日）

政府は、今般新たに導入されることとなる、核物質防護検査制度、原子力施設における廃止措置規制及びクリアランス制度の厳正かつ円滑な運用を図るとともに、原子力に対する国民のなお一層の信頼を得るために、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 核物質の盗取や核関連施設に対する妨害・破壊行為といった非常の事態に際し、迅速かつ実効的な対処が可能となるよう、核物質防護のためのきめ細かい計画策定をリードするとともに、日頃から公安当局との意思疎通に努めるものとし、加えて関係省庁間においての緊密な連携を図ること。
- 二 政府は、クリアランス制度の適正な運用を図るため、その安全基準や手続手順に関して可能な限り明確にするとともに、その運用が厳格に行われるよう事業者の監視を徹底すること。さらに、本制度の内容や趣旨を広く分かり易く広報等を行うことにより、地元の理解に万全を期するとともに、国民の間で誤解や風評が生じないよう十分周知徹底に努めること。
- 三 政府は、長い期間を要する原子炉の解体において、その廃止措置が安全かつ適正に行われるよう十分な監督を行うとともに、今後増加が予想される原子力発電所の高経年問題に対して、その方針及び必要な安全策を早急に検討すること。
- 四 規制の強化や新たな制度の円滑な運用に万全を期するため、専門人材の育成・登用に一層努めるとともに、必要に応じ、原子力安全・保安院と原子力安全委員会とのダブルチェック体制の在り方についてさらに検討すること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一七年五月一三日）

佐藤昭郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、核物質の防護対策の強化を図るため、原子炉設置者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国の検査の受検及び核物質の防護に関する秘密の保持を義務付ける

ほか、原子炉施設等の廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずるとともに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い廃棄物の取扱いに関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、核燃料サイクルを含めた今後の原子力政策の進め方、バックエンド事業に関する官民の役割分担の明確化、核物質防護に対する国の施策、放射能濃度検認制度の厳格な運用の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、社会民主党・護憲連合を代表して近藤委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年五月一二日）

原子力施設の安全確保及び国民の原子力に対する信頼確保の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核物質防護検査制度の導入に当たっては、内外の情勢を踏まえ、治安当局との連携を緊密に行い、実効性の高い核物質防護規定が策定され、その確実な遵守が行われるよう事業者を指導・監督すること。

また、原子力施設における従業員等の内部脅威対策については、従業員等が不当に人権侵害を受けることがないように、十分検討を行うこと。

二 いわゆるクリアランス制度の導入に当たっては、本制度の円滑な運用を図るため、関係省庁、地方公共団体等において緊密な連携を行うとともに、事業者に対して十分な指導・監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。

また、本制度の導入により、国民にいたずらに不安を抱かせることがないように、その趣旨・内容の周知徹底に努めること。

右決議する。